

地域の実情に応じた子育て支援の展開

人口減少地域での展開

子どもが減少する中で、適切な育ちの環境を確保することが課題

子どもが減少しても、認定こども園を活用し、一定規模の子ども集団を確保しつつ、教育・保育の提供が可能

子どもが減少し、保育所(20人以上)として維持できない場合でも、小規模保育等として、身近な場所で保育の場の維持が可能

地域子育て支援拠点(子育てひろば)、一時預かりなど、在宅の子育て家庭に対する支援を中心に展開
※取組を容易とするための見直し

子ども・子育て支援新制度の 主なポイント

① 認定こども園制度の改善

- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設
- ・「二重行政の解消」「財政支援の充実」により、地域実情に応じた展開が可能

② 小規模保育等への財政支援の創設

- ・「小規模保育」(定員6~19人)、「保育ママ」(定員1~5人)等に対する財政支援(地域型保育給付)を創設

③ 地域の実情に応じた子育て支援の充実

- ・地域の実情に応じ、市町村の判断で実施できる13の子育て支援事業を法定
- ・在宅の子育て家庭(0~2歳の子どもを持つ家庭の7割)を中心とした支援の充実

大都市部での展開

潜在的なニーズにまで応え得る待機児童対策が課題
(保育所待機児童解消加速化プランなど)

施設・人員に余裕のある幼稚園の認定こども園移行により、待機児童の解消が可能

土地の確保が困難な地域でも、既存の建物の賃借等により、機動的な待機児童対策を講じることが可能

延長保育、病児保育、放課後児童クラブなど、多様な保育ニーズに応える事業を中心に展開

新制度の基盤

④ 市町村が実施主体

- ・住民に身近な市町村に、子育て支援の財源と権限を一元化
- ・市町村は地域住民の多様なニーズを把握した上で、計画的に、その地域に最もふさわしい子育て支援を実施

⑤ 社会全体による費用負担

- ・消費税率引上げにより、国・地方の恒久財源を確保
- ・質・量の充実を図るため、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要

地方版子ども・子育て会議について

- 子ども・子育て支援新制度においては、全ての市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられている。
- 事業計画の策定にあたっては、多くの自治体で、子育て当事者や子育て支援に関わる関係者などから構成される「地方版子ども・子育て会議」を設置し、多様な意見を反映。



地方版子ども・子育て会議に引き続き期待される役割

- 地域の子育て家庭の実情やニーズを踏まえた施策の展開・計画の推進を図るため、利用者である住民や子ども・子育て支援活動の担い手などの会議への参画による当事者意見の反映。
- 計画を策定しただけで終わらせるのではなく、子育て支援施策の実施状況や計画の進捗状況など、継続的な計画の点検・評価・見直し（PDCAサイクル）。



子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価について

(平成27年3月19日 子ども・子育て会議資料より)

【基本指針(抄)】

○子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

【点検及び評価の内容(例)】

- ・事業ごとの「確保方策」の進捗状況。計画と実績に乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策の検討
- ・計画の「量の見込み」と実際のニーズの乖離。乖離がある場合は、その理由の分析と今後の対応方策の検討
- ・質の向上の進捗状況(指標例:質の向上項目の実施状況)
- ・計画を実施するために必要な財源の確保状況等
- ・計画全体の成果(アウトカム)(指標例:子育て支援全般についての住民満足度)

【点検及び評価の方法】

① 地方版子ども・子育て会議の活用

地方版子ども・子育て会議には、事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されている。

※内閣府においては、27年度前半中に「地方版子ども・子育て会議の好取組事例調査」を実施し、取りまとめ結果を全自治体に情報提供する予定。

② その他

適宜、利用者・事業者等に対するヒアリングやアンケート調査等を併用することも考えられる。

平成27年度における子ども・子育て支援新制度の施行に係る取組方針(案)

(平成27年5月21日 子ども・子育て会議資料より)

【基本方針】

- ・自治体、事業者、利用者に対する新制度の理解促進と浸透に努める
- ・制度の施行状況の把握に努め、点検・評価を行いつつ、必要な対応措置を講じることを通じ、制度の円滑な施行に取り組む

(主な取組予定案)

○都道府県等担当者に対する説明会実施(4月20日)

○私立幼稚園の新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査(4月28日)

○私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査

○地方版子ども・子育て会議取組事例調査

活発な活動を行っている地方版会議等の事例について調査し、報告書(取組事例集)作成し、結果を全市町村に情報提供、それぞれの自治体において、地方版会議等を活用した点検・評価を実施する際の参考材料を提供する

○自治体との情報交換・意見交換会の実施(各都道府県を訪問)

○新制度説明パンフレットの改訂・配布(施設・事業者向けハンドブック、保護者向けなるほどBOOK)

○新制度普及啓発人材育成研修(全国8か所程度)

地域の身近な場で、保護者や子育て関係者を対象とした勉強会等において、分かりやすく新制度の説明が出来ると共に、適切に会を運営できる人材を育成することを目的として、NPO法人等においてリーダー的な役割を担う者、新制度を担当する市区町村の職員等を対象とする研修会を実施

○この他、適宜のタイミングでの自治体向け説明会の開催や国民向け制度広報の実施を検討

保育の必要性の認定・利用調整

保育の必要性の認定について①

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

新制度施行前の「保育に欠ける」事由

○ 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)



新制度における「保育の必要性」の事由

○ 以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ① 就労
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動 ・起業準備を含む
- ⑦ 就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

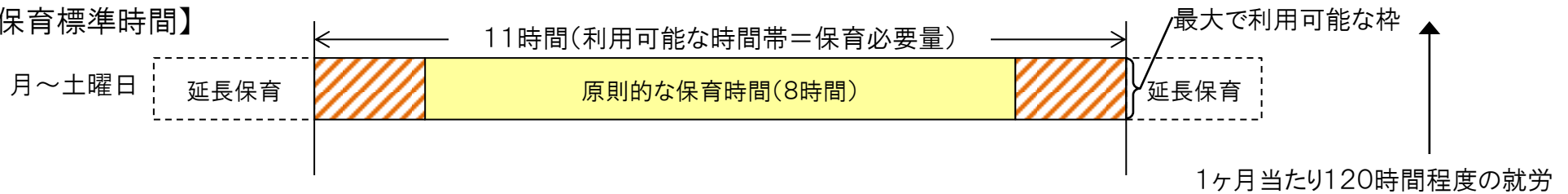
保育の必要性の認定について②

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

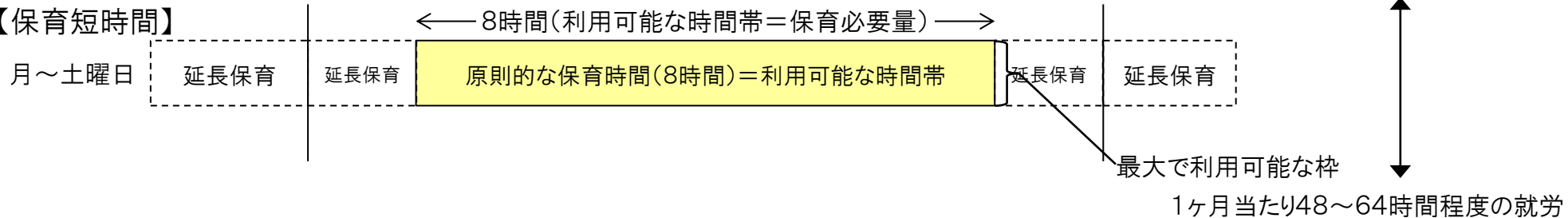
[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】



【保育短時間】



(参考)平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- (前略)新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- (前略)保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- (前略)柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

保育の必要性の認定について③

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、従前の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由

②区分(保育必要量)

- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間

③優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ

<保育標準時間>
Aグループ(10点)

○○ ○○
□□ □□
.....

計 X人

Bグループ(9点)

△△ △△
□□ ○○
.....

計 Y人

※ 保育短時間も同様

 **利用調整へ**

共働き等家庭の子どもが幼稚園を利用する場合の支給認定等

保護者の利用希望等		支給認定の申請	通常の教育時間	預かり保育
新規に支給認定を受ける場合	●幼稚園等※ ¹ のみを希望	1号(入園内定施設を通じて申請)	施設型給付(1号)の対象	一時預かり事業
	●幼稚園等と保育所等※ ² の両方を希望(併願) ①利用調整の結果、入所待機となったため、併願し内定していた幼稚園に入園 ②利用調整の結果、入所可能な保育所等を示されたが、併願し内定していた幼稚園が最も希望に合致したため、幼稚園に入園 ●保育所等のみを希望 ③通園可能な域内に保育所等がなかったため、幼稚園の利用を申し込んで入園 ④利用調整の結果、入所待機となったため、幼稚園の利用を申し込んで入園	2号	特例施設型給付(2号)の対象	
保育認定を既に受けている場合 ①小規模保育の卒園者が入園、②転居により保育所等から転園		既に受けている2号認定をそのまま活用		



入園後、一定期間内に保育所等への転園の希望の有無を確認。希望がない場合は1号認定へ変更することが考えられる。

※1 幼稚園等: 幼稚園又は認定こども園(教育標準時間認定(1号認定)の利用定員)
 ※2 保育所等: 保育所又は認定こども園(満3歳以上・保育認定(2号認定)の利用定員)